

店頭通貨オプション取引の契約締結前交付書面
(店頭通貨オプション取引に係るご注意) 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
(現行通り)	(略)
P2	P2
<u>2019年6月</u>	平成 <u>31年4月</u>
(現行通り)	(中略)
P7～P8	P7～P8
(2) 預託金の差入れ	(2) 預託金の差入れ
新規に売買注文を行う前に本取引に必要な購入代金を当社の指定金融機関口座 <u>(FXクリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。)</u> に振込送金する方法によって、入金を行うものとします。	新規に売買注文を行う前に本取引に必要な購入代金を当社の指定金融機関口座 <u>(追加)</u> に振込送金する方法によって、入金を行うものとします。
本取引は、当社が当該口座への預託金の入金を確認し、当該入金処理を終了したうえで、お客さまによるFX口座からオプション口座への振替指示が実施された時点から取引を行うことができます。預託金の入出金は、金融機関等によって時間がかかる場合があります、これに起因するお客さまの損害について当社は一切の責任を負いません。	本取引は、当社が当該口座への預託金の入金を確認し、当該入金処理を終了したうえで、お客さまによるFX口座からオプション口座への振替指示が実施された時点から取引を行うことができます。預託金の入出金は、金融機関等によって時間がかかる場合があります、これに起因するお客さまの損害について当社は一切の責任を負いません。
クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2営業日程度時間を要する場合があります。不測の状況に備えて預託金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。	クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2営業日程度時間を要する場合があります。不測の状況に備えて預託金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。
(現行通り)	(以下略)
<p>■ 課税上の取扱い</p> <p>個人が行った店頭における店頭通貨オプション取引で発生した益金（売買による差益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%（注）、地方税が5%となります。その損益は、決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の</p>	<p>■ 課税上の取扱い</p> <p>個人が行った店頭における店頭通貨オプション取引で発生した益金（売買による差益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%（注）、地方税が5%となります。その損益は、決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の</p>

<p>下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>(注) 復興特別所得税は、<u>2013</u>年から<u>2037</u>年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p> <p>(現行通り)</p> <p>(<u>2019</u>年<u>6</u>月施行)</p>	<p>下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>(注) 復興特別所得税は、<u>平成25</u>年から<u>平成49</u>年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p> <p>(以下略)</p> <p>(<u>平成 31</u>年<u>4</u>月施行)</p>
---	---

以上